

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」
(平成18年4月28日閣議決定)に関する参考資料

○ これまでの経緯

○ 平成9年度 旧公企業体 (JR, JT, NTT) 共済組合を厚生年金に統合

○ 平成13年3月 閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」

1. 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ること基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合

② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化

③ 私学学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2. さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

○ 平成16年年金改正法附則第3条第2項

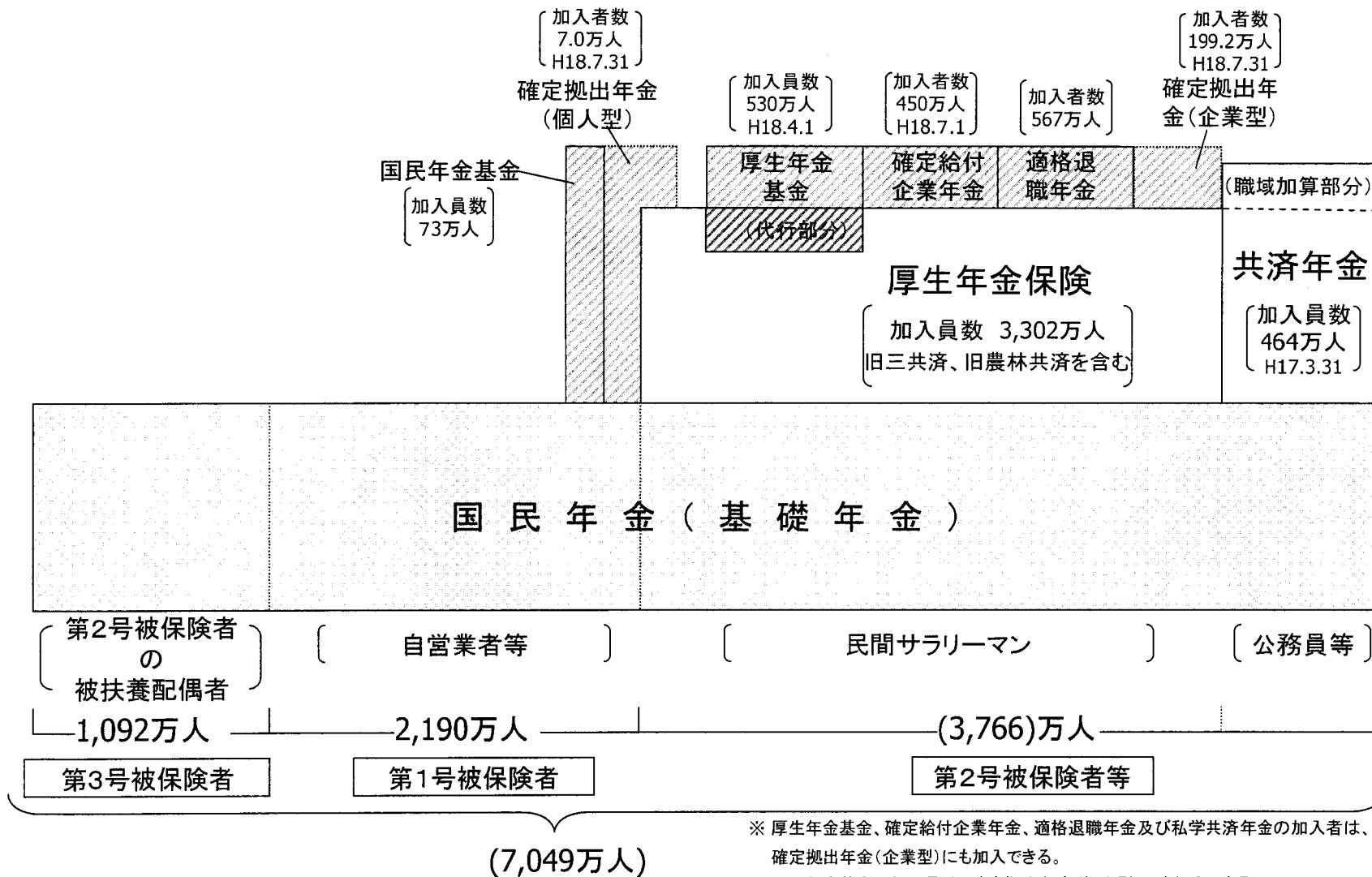
「前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。」

○ 平成17年9月28日 総理 (衆)本会議答弁

「既に、被用者年金の一元化に向け、制度間における給付や負担の水準の相違等、被用者年金制度の一元化を進めるに当たって検討すべき様々な課題について幅広く議論し、その処理方針をできる限り早く、取りまとめるよう指示したところであります。」

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
- ※()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

○ 被用者年金制度の保険料率の統一

【現状】

○ 各制度に共通する給付（1・2階部分）に係る保険料率

(%)

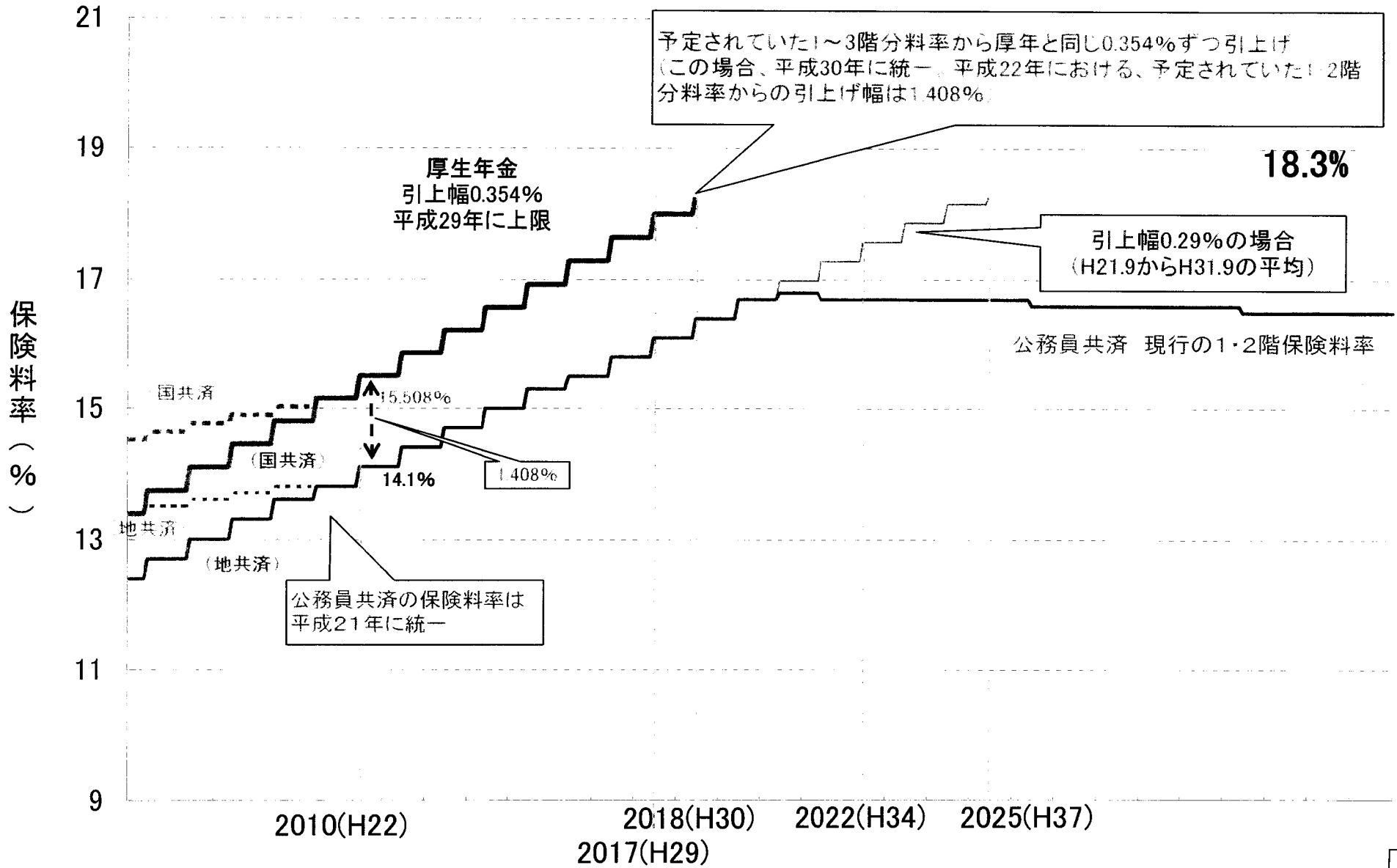
	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2006年度 (H18)	14.642	13.6	13.0	10.2
将 来	18.3	16.5～16.8		16.2～16.6
	2017年度以降 (H29～)	2020年度以降 (H32～)		2027年度以降 (H39～)

* 社会保障審議会年金数理部会資料より

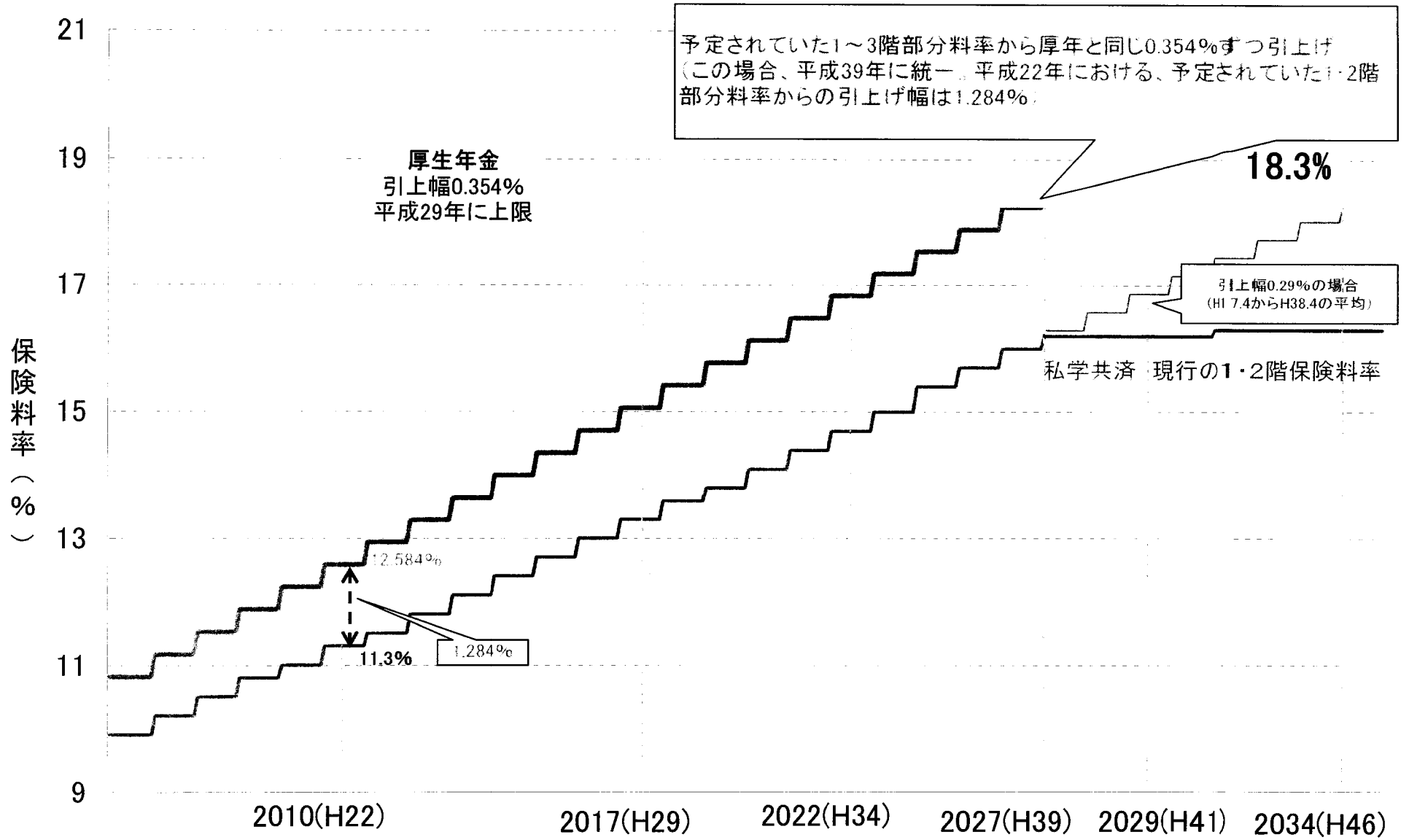
【基本方針】

⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」における具体的な保険料率統一スケジュールのイメージについては別紙参照

保険料水準の統一スケジュール（公務員共済）



保険料水準の統一スケジュール（私学共済）



○ 積立金の仕分け

【現状】

○ 各制度の保有する積立金

(平成17年度末：簿価ベース)

制度	積立金額	備考
厚生年金	約132.4兆円	*代行部分を含まない
国共済	約8.8兆円	} *3階部分を含む
地共済	約38.8兆円	
私学共済	約3.3兆円	

(※⇒他に付属資料P②参照)

【基本方針】

⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」における積立金の具体的な仕分けの考え方については別紙参照

積立金の仕分けについて

- 現在の共済年金は、1・2階部分と3階部分が一体の年金財政になっているため、積立金も1・2階部分と3階部分の区がないが、被用者年金の一元化に際しては、1・2階部分の給付のみを行っている厚生年金の積立金の水準に見合った額を1・2階部分の給付に充てられるべき積立金として明確に仕分ける必要がある。
- この場合、厚生年金とのバランスを確保するため、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対比して何年分を保有しているかという積立金の水準が揃うように、1・2階部分の積立金を仕分けることとする。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}}$$

=

$$\frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

共済年金の職域相当部分について

－ 40年加入の場合 －

[厚生年金]

(企業年金)	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,575円 <small>(330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>
	老齢基礎年金 66,008円
妻 分	老齢基礎年金 66,008円

合計 232,592円

[共済年金]

職域相当額 20,115円 <small>(330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>		8.7%
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,575円 (同左)	夫 分
	老齢基礎年金 66,008円	
妻 分	老齢基礎年金 66,008円	妻 分

合計 252,708円

※ 平成18年度価格

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円×0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものである。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の17年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

(注4) 私学共済については、国共済に準じた給付設計がなされている。

遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

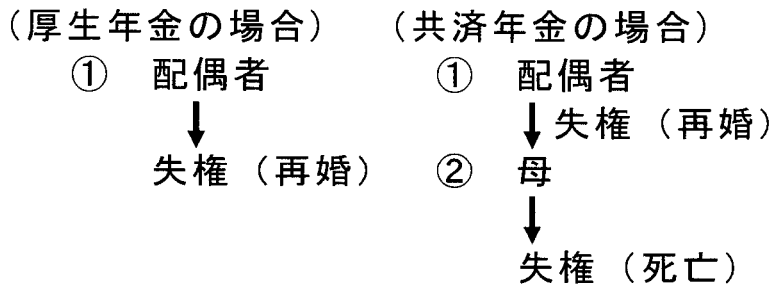
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

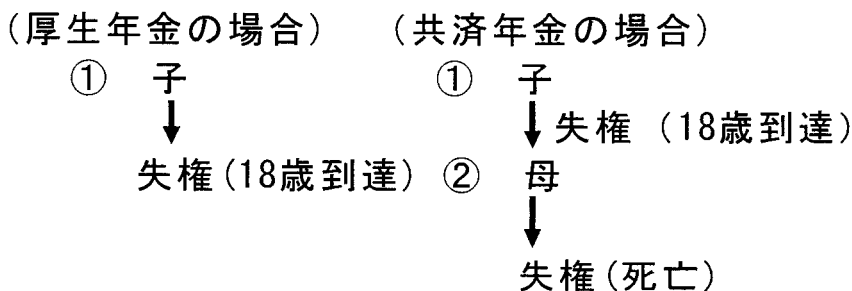
[事例1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例2]

「遺族」が、①子と②母の場合



支給開始年齢早見表

	厚生年金						共済年金				
	定額部分		報酬比例部分		坑内員・船員		一般		特定警察職員等		
	男子	女子	男子	女子	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	
昭和7.4.1以前	60	55	60	55	55	55	※		55	55	
昭和7.4.2～昭和8.4.1	〃	56	〃	56	〃	〃			56	56	
昭和8.4.2～昭和9.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和9.4.2～昭和10.4.1	〃	57	〃	57	〃	〃			57	57	
昭和10.4.2～昭和11.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和11.4.2～昭和12.4.1	〃	58	〃	58	〃	〃			58	58	
昭和12.4.2～昭和13.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		60	60	〃	〃
昭和13.4.2～昭和14.4.1	〃	59	〃	59	〃	〃		〃	〃	59	59
昭和14.4.2～昭和15.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
昭和15.4.2～昭和16.4.1	〃	60	〃	60	〃	〃		〃	〃	60	60
昭和16.4.2～昭和17.4.1	61	〃	〃	〃	〃	〃	61	〃	〃	〃	
昭和17.4.2～昭和18.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和18.4.2～昭和19.4.1	62	〃	〃	〃	〃	〃	62	〃	〃	〃	
昭和19.4.2～昭和20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和20.4.2～昭和21.4.1	63	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	〃	
昭和21.4.2～昭和22.4.1	〃	61	〃	〃	56	56	〃	〃	〃	〃	
昭和22.4.2～昭和23.4.1	64	〃	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	〃	
昭和23.4.2～昭和24.4.1	〃	62	〃	〃	57	57	〃	〃	〃	〃	
昭和24.4.2～昭和25.4.1	65	〃	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	〃	
昭和25.4.2～昭和26.4.1	〃	63	〃	〃	58	58	〃	〃	〃	〃	
昭和26.4.2～昭和27.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	
昭和27.4.2～昭和28.4.1	〃	64	〃	〃	59	59	〃	〃	〃	〃	
昭和28.4.2～昭和29.4.1	〃	〃	61	〃	〃	〃	〃	61	64	〃	
昭和29.4.2～昭和30.4.1	〃	65	〃	〃	60	60	〃	〃	〃	〃	
昭和30.4.2～昭和31.4.1	〃	〃	62	〃	〃	〃	〃	62	65	〃	
昭和31.4.2～昭和32.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32.4.2～昭和33.4.1	〃	〃	63	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	
昭和33.4.2～昭和34.4.1	〃	〃	〃	61	61	61	〃	〃	〃	〃	
昭和34.4.2～昭和35.4.1	〃	〃	64	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	
昭和35.4.2～昭和36.4.1	〃	〃	〃	62	62	62	〃	〃	〃	〃	
昭和36.4.2～昭和37.4.1	〃	〃	65	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	
昭和37.4.2～昭和38.4.1	〃	〃	〃	63	63	63	〃	〃	〃	〃	
昭和38.4.2～昭和39.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	
昭和39.4.2～昭和40.4.1	〃	〃	〃	64	64	64	〃	〃	〃	〃	
昭和40.4.2～昭和41.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64	
昭和41.4.2～昭和42.4.1	〃	〃	〃	65	65	65	〃	〃	〃	〃	

※ 支給開始年齢早見表

生 年 月 日	支給開始年齢		
	退職共済年金	繰上げ退職共済年金 (自己都合退職)	繰上げ退職共済年金 (勤奨退職)
昭和 5. 7. 1 以前	5 6	5 1	4 6
昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1	5 7	5 2	4 7
昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1	5 8	5 3	4 8
昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1	5 9	5 4	4 9

※ 勤奨退職の場合、生年月日区分のほか退職日による区分もある。

- ・昭和 5. 7. 1 以前 「昭和 6 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 1 日以前に生まれた者」
- ・昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1 「昭和 6 1 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 2 日から昭和 7 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1 「平成元年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 7 年 7 月 2 日から昭和 9 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1 「平成 4 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 9 年 7 月 2 日から昭和 1 1 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」

(参考) 自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例

区 分	支給開始年齢
平成 3 年 6 月 3 0 日以前に退職した者	5 5 歳
平成 3 年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 6 歳
平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 7 歳
平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 8 歳
平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 9 歳